

三菱UFJ 年金情報

Mitsubishi UFJ Pension Report

企業年金関係者のための月刊総合情報誌

《目次》

《退職給付と企業分析》	
期待運用収益率の問題点	P1
《海外年金制度の動向》	
米国オバマ政権による自動IRA導入の動きについて	P6
《退職給付会計に関する話題》	
米国におけるIFRS採用に関する検討状況	P10
《やさしい年金数理》	
計算基礎率 その4	P13
(予定昇給指数、予定新規加入者、予定選択一時金割合)	
《年金運用の現場から ファンドマネージャーの四方山話》	
プライベート・エクイティ運用の新たな流れ	P16
《新連載：数字クイズ その1》	
世界の人口	P18
《アドリブ経済時評》	
エコな幸せ追求も！	P21
《Topics》	
1. 業務経理への繰入れ特例等の通知改正（厚生年金基金）	P22
2. 確定拠出年金のデフォルトファンド設定・自動移換等に関する通知改正	P24
3. 基本プラスアルファ部分の移換現価率変更について（厚生年金基金）	P25
4. 年金確保支援法案の国会提出（厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金）	P26
5. 退職給付に関する会計基準・適用指針の公開草案について	P29

ホームページアドレス：<http://www.tr.mufg.jp/houjin/iutaku/nenkin.html>

**2010年
4月号**



三菱UFJ信託銀行

退職給付と企業分析

～期待運用収益率の問題点～

《要約》

現行の退職給付会計では費用の算出に際して期待運用収益を差し引きますが、設定する期待運用収益率の水準によって費用が異なるなど、期待運用収益の存在が退職給付費用の実態を見えにくくしている可能性があります。このため国際会計基準では期待運用収益を廃止する見通しです。ただ、資産・負債の時価変動を即時認識し、情報開示も充実が図られる中では、むしろ今まで以上に適切な運用管理が求められることになると考えられます。

国際会計基準の退職給付に関する見直し案では、期待運用収益率が廃止されることになるとのようです。今月は、期待運用収益率、またそれが遅延認識と組み合わせることによる問題点などを検討したいと思います。

1. 設定する期待運用収益率によって費用は変動

現在の退職給付会計では、退職給付費用の算定にあたって退職給付債務の増加分から期待運用収益を差し引きます。差し引く期待運用収益は実際のパフォーマンスではなく、予測値、具体的には期首の年金資産に各社が設定する期待運用収益率を乗じて求める額となっています。また、期待運用収益と実際の運用収益との差額は数理計算上の差異として一定期間で遅延認識することになっています。したがって、設定する期待運用収益率によって、差し引く期待収益の額が変わり、さらに発生する数理計算上の差異の額も変わることで、結果的に退職給付費用が変わることになります。

年金制度では、結果的に給付額から運用収益を差し引いた額を企業が負担することになるため、退職給付会計ではその資金負担を予測し、それを期間配分した額を費用と考えたわけですが。そのために当期の債務の増加から当期確保すると予想される運用収益を差し引いた額を費用とし、当該収益は長期的に確保すると期待される予想値とする方法がとられました。また、実際の運用収益との誤差は、費用の平準化を図るため、その後の期間で費用処理したわけですが。一方で、時価変動の影響を平準化（遅延認識）すると、退職給付制度のリスクが正確に反映されないという批判があり、基準の見直しが進められています。

実際、期待運用収益率を基に退職給付費用を算出すると実際のパフォーマンスに基づいて算出する費用とは乖離が生じることになり、費用の実態が見えにくくなっていることは否定できません。もちろん、長い期間で見ればその差は収斂すると考えられますが、短期間では顕著に現れていると考えられます。そこで、退職給付費用が期待収益率と遅延認識によってどの程度変化するのか、簡単なシミュレーションを行って検証してみます。

第1表は、期待運用収益率2%と5%、数理計算上の差異の処理期間を10年（定額処理）として退職給付費用の推移についてシミュレーションしたものです。結果は、期待運用収益率5%のほうが、退職給付費用は低くなっています。高い期待運用収益率を設定しているため、①差し引かれる期待運用収益が多く、目先の費用が圧縮され、さらに、②発生した数理計算上の差異については比較的長い期間で繰延処理が行われるため、費用に織り込まれず繰越される金額が多い、ことによるものです。

(第1表) 期待運用収益率の違いによる退職給付費用の差異(数理計算上の処理年数10年)

		20X1	20x2	20X3	20X4	20X5	20X6	20x7
	実際の運用収益率	-10.0%	-15.0%	10.0%	8.0%	-7.0%	12.0%	
期待 運用 収益 率 2 %	期首年金資産	1000.0	900.0	765.0	841.5	908.8	845.2	946.6
	勤務費用	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	
	利息費用	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	
	期待運用収益	20.0	18.0	15.3	16.8	18.2	16.9	
	数理計算上の差異処理額	0.0	12.0	27.3	21.2	16.1	24.3	
	(当期発生額)	120.0	153.0	-61.2	-50.5	81.8	-84.5	
	(同残高)	120.0	261.0	172.5	100.8	166.5	57.7	
	退職給付費用	85.0	99.0	117.0	109.4	103.0	112.4	625.7
		20X1	20x2	20X3	20X4	20X5	20X6	
期待 運用 収益 率 5 %	期首年金資産	1000.0	900.0	765.0	841.5	908.8	845.2	946.6
	勤務費用	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	
	利息費用	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	
	期待運用収益	50.0	45.0	38.3	42.1	45.4	42.3	
	数理計算上の差異	0.0	15.0	33.0	29.2	26.7	37.6	
	(当期発生額)	150.0	180.0	-38.3	-25.2	109.1	-59.2	
	(同残高)	150.0	315.0	243.8	189.3	271.7	175.0	
	退職給付費用	55.0	75.0	99.8	92.1	86.2	100.3	508.4

(注) 第2表とも20x7年の退職給付費用は20x1年から20x6年までの累計

一方、同様のケースで数理計算上の差異の処理期間を5年でシミュレーションしたものが第2表です。2%の場合と同様に期待運用収益率5%のほうが費用が低く算出され続けますが、20x6年にはわずかながら期待運用収益率5%の退職給付費用が期待運用収益率2%の費用を上回ることになりました。差し引かれる期待運用収益が大きいのは第1表に示したシミュレーションと同様ですが、遅延認識の期間が短い分、数理計算上の差異の処理額の影響が大きくなり、費用の大小が逆転する年度が出てきたわけです。

このように、期待運用収益率が異なると、当期の費用から差し引く期待運用収益の額が変わるだけでなく、発生する数理計算上の差異も異なることとなります。その数理計算上の差異の処理方法によっても、各期の費用への影響度が異なるため、設定した期待運用収益率によってコストはかなり異なることとなります。なお、ここでは処理方法を処理年数の差のみでシミュレーションしましたが、数理計算上の差異の処理は一定年数で定額で処理する方法だけでなく、残高に一定率を乗じる定率法も認められています。いずれにせよ、資産価格などの変動の状況や処理期間などで費用の大小関係は変化しますが、「設定する期

待運用収益率で会計上の費用に差が生じる」という事実は変わりません。

(第2表) 期待運用収益率の違いによる退職給付費用の差異(数理計算上の処理年数5年)

		20X1	20x2	20X3	20X4	20X5	20X6	20x7
	実際の運用収益率	-10.0%	-15.0%	10.0%	8.0%	-7.0%	12.0%	
期待 運用 収益 率 2 %	期首年金資産	1000.0	900.0	765.0	841.5	908.8	845.2	946.6
	勤務費用	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	
	利息費用	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	
	期待運用収益	20.0	18.0	15.3	16.8	18.2	16.9	
	数理計算上の差異処理額	0.0	24.0	54.6	42.4	32.3	48.6	-16.9041
	(当期発生額)	120.0	153.0	-61.2	-50.5	81.8	-84.5	
	(同残高)	120.0	249.0	133.2	40.3	89.9	-43.3	
	退職給付費用	85.0	111.0	144.3	130.5	119.1	136.7	726.6
		20X1	20x2	20X3	20X4	20X5	20X6	
期待 運用 収益 率 5 %	期首年金資産	1000.0	900.0	765.0	841.5	908.8	845.2	946.6
	勤務費用	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	
	利息費用	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	
	期待運用収益	50.0	45.0	38.3	42.1	45.4	42.3	
	数理計算上の差異	0.0	30.0	66.0	58.4	53.3	75.1	-11.8328
	(当期発生額)	150.0	180.0	-38.3	-25.2	109.1	-59.2	
	(同残高)	150.0	300.0	195.8	112.2	167.9	33.6	
	退職給付費用	55.0	90.0	132.8	121.3	112.9	137.9	649.7

2. 設定する数値にはバイアスがかかる可能性も

こうしたシミュレーションをみるまでもなく、現状の会計基準における退職給付費用の算出方法の下では、設定する期待運用収益率によって費用が変動することは容易に想像できます。高い運用収益率を設定すると差し引かれる収益が大きくなるため費用は低くなる方向に働きます。同時に発生する数理計算上の差益は少なく、差損は大きくなります。その結果、期待運用収益率を高めを設定すると目先の収益にはプラス（費用の圧縮）に働く一方、反対に将来の費用を大きく（収益は少なく）する方向に働きます。ただし、発生した差損益の一部は常に繰り延べられており、またその発生パターンも様々であるため、将来の費用（収益）への影響は一定ではないと考えられます。ここで行ったシミュレーションでは大きく乖離した収益率を設定したために、極端な差がでた可能性があります。潜在的にこうした差が生じるということは認識しておく必要があります。

なお、会計基準の実務指針等において、期待運用収益率は「期首の年金資産について合理的に期待される収益率」とされています。もちろん、それを持ち出すまでもなく、会計数値を意図的に何らかの方向に操作することは許されることではありません。ただ、設定する率によって上記のような状況もたらされる以上、多少のバイアスがかかる可能性は否定できません。つまり、高めの期待運用収益率を設定することによって、悪い言い方をすれば“収益を先食いする”か、あるいは、低めの期待運用収益率を設定して発生する数理計算上について利益であれば温存し、損失であれば抑制することによって、将来収益へ

向けた“含み損益を調整しよう”とする選択です。

この点について、よく日米の違いが指摘されます。つまり、米国では期待運用収益率を高めに設定し、目先の収益を確保することを意識し、逆に日本では低めに設定し将来への含み損益を調整（特に、損失を圧縮）するような姿勢がみられるという指摘です。日米両国では金利水準も異り、運用に関する戦略が異なることあるのですが、米国企業と日本企業で設定されている割引率と期待運用収益率を比較すると、米国のスプレッドは日本に比べかなり高いことがわかります。

最近では予定利率を低めに設定している企業が多くなっている（企業年金連合会の調査などから逆算すると、平均的には3%弱程度の水準）という状況からすれば日本企業の平均値が実態に比べて低いと一概に言うことはできません。ただ、どちらかといえば将来の費用負担を増加させることは避けたいという意識が働いていることは十分考えられます。

（第3表）日米主要企業の割引率、期待運用収益率（単位：%、倍）

年	日本（PBO 上位企業）				米国（S&P500 社）			
	割引率	収益率	スプレッド ¹⁾	レシオ	割引率	収益率	スプレッド ¹⁾	レシオ
2005	2.14	2.20	0.06	1.03	5.11	8.13	3.02	1.59
2006	2.14	2.41	0.27	1.13	5.75	8.03	2.28	1.40
2007	2.14	2.51	0.37	1.17	6.13	8.02	1.89	1.31
2008	2.13	2.47	0.34	1.16	6.29	7.95	1.66	1.26

（注1）日本はPBO上位500社のうち金融を除き、継続的にデータ入手可能な389社

（注2）スプレッドは期待運用収益率－割引率、レシオは期待運用収益率÷割引率

（出所）日本は日経メディアマーケティング社資料、S&P500社はS&P社資料を基に作成

3. 国際会計基準の見直し案では、期待運用収益を排除

いずれにせよ、期待運用収益率を設定していることが、退職給付費用の実態をみえにくくしていると考えられます。こうした背景から、国際会計基準における今般の退職給付会計の見直しでは、即時認識の提案と同時に期待運用収益率の廃止が打ち出されました。期待運用収益率の廃止は、そもそも当期の資産の時価変動をすべて当期に反映するのであれば、期待収益の設定自体が無意味になるからともいえます。例えば、4%の期待運用収益率を設定し、実績は10%の運用収益を確保した場合、6%分の再測定（数理計算上の差異）を含め10%の運用収益が財政状態に反映されることとなります。仮に、10%の期待運用収益率を設定していても再測定が0になるだけで10%の運用パフォーマンスが財政状態に反映されるという点では変わりありません。

ただ、一連の議論の過程で費用の分解処理に関して、利息費用でなく純利息費用が計上されることになり、年金資産の収益相当分を織り込むにあたっては、年金資産に乗じる率は期待運用収益率でなく割引率が選択されました。この判断は、期待運用収益率だと客観

性が確保されないという理由によるものと考えられます。特に、国際会計基準では、年金の再測定に関してリサイクル（組み換え調整）を行わないため、この選択は重要な意味を持っていると考えられます。なぜなら、当期利益に反映されるかその他の包括利益に反映されるかでは意味が大きく異なるからです。仮に、期待運用収益率を高く設定すれば、期間損益である当期利益に織り込まれる費用は少なくなり、一方で再測定の損失は大きく（利益であれば小さく）なります。この再測定はリサイクリングされないため、いったんその他の包括利益で計上されると、それ以降の期間損益には一切反映されません。その他の包括利益という概念が導入された後に、当期利益という情報をどのように評価するかは個人差があるかもしれません。ただ、国際会計基準委員会では当期利益について、本来の事業活動における将来のキャッシュフローを予測するうえでの最も重要な情報であるとしています。この観点にたてば、当期利益の水準に織り込む数値は客観性がなければならないと考えたのだと思います。

4. 最後に

国際会計基準の見直し案では、 $(\text{PBO一年金資産}) \times \text{割引率}$ で算出される純利息費用が計上されるため、今後は割引率が運用目標になるという見方があるかもしれません。ただ、純利息費用の意味は、実質的に負っている債務の利息であり、しかもその利率は安全性の高い債券の市場実勢利回りです。このため、この水準はむしろ最低限クリアすべきターゲットであり、継続的に確保する目標とは異なるのではないかと考えられます。

一方、今回の日本の会計基準の見直し（ステップ1）では、費用の算出方法が変更されないため、期待運用収益率は継続して利用することになりました。ただ、長期期待運用収益率と名称が変更され、その位置付けも給付までの期間を勘案した長期の期待運用収益率であると明示されました。また、期待運用収益率の設定根拠の開示も求められるようになりました。本来、年金資産運用で最も重要なことは、いかに効率的かつ安定的に運用をしていくかという点であるはずですが、その意味でも、今後は設定された期待運用収益率が合理的であるかどうかという点が評価の対象となる可能性があると考えられます。

日本基準でも国際会計基準でも、資産の時価変動が即座に財政状態に反映され、純資産の増減に直結するようになります。したがって、会計数値に期待運用収益率が反映されなくなったとしても、適切な目標の設定やリスク・リターンの管理が今まで以上に求められることは言うまでもありません。

年金コンサルティング部 リサーチグループ 久野



海外年金制度の動向

～米国オバマ政権による自動IRA導入の動きについて～

〈要約〉

オバマ政権は、2010年2月に発表した2011年予算教書の中で、退職給付制度を提供されていない中小企業の従業員向けに、自動加入のIRA（個人退職勘定）導入を提案しています。2009年の予算教書でも同様の提案が行なわれましたが、医療保険改革が優先され、法制化されませんでした。実現すれば、老後資金の不足を補うことが期待されています。

日本でも、適格年金の廃止に伴い、企業年金にカバーされない従業員の増加や人口の高齢化に伴い、老後資金形成をどのような手段で行うか議論が必要な時期に来ています。

英国の自動加入による個人勘定の導入やドイツでの公的年金縮小を補う個人年金の導入などの動きもあり、米国の個人年金活用の動きは、注視する必要があるでしょう。

1. 提案の背景と経過

米国では、総労働者数の半分近い7800万人が企業から退職給付制度を提供されていないことが問題になっています。公的年金である社会保障年金に私的年金を加えて老後資金が賅われないと、老後資金の不足が危惧されるからです。金融危機を経て、積立残高が減少していることも不安を募らせる要因となっています。また、米国においては、確定給付型（DB）制度から確定拠出型（DC）制度への移行が増加しています。移行に伴い、DB制度では終身年金であった支給形態が、DC制度の太宗を占める401（k）プランではほとんどが一時金での受取りとなることも、老後生活という観点からは問題になっています。ちなみに、401（k）プランに関するある調査では、年金支払いのオプションを持っている制度は全体の22%にすぎず、しかも加入者の2%しか年金受け取りを選択していないという結果があります。

オバマ政権では、バイデン副大統領を委員長にして、ホワイトハウス内に“Middle Class Task Force”という検討委員会を立ち上げ、中間所得層への政府による支援が検討されています。子育て支援や高齢者介護支援、学生へのローン上限の拡大などと合わせ、2010年1月の中間報告の中では、老後所得保障の分野で、401（k）プランの手数料体系の透明化、年金支払いの推進と共に自動加入IRAの導入が提案されました。

自動加入IRAはリタイアメント・セキュリティ・プロジェクトなどのシンクタンクが提唱してきましたが、オバマ政権では2009年2月に発表した2010年予算教書の中で、国が税還付による補助をする自動加入のIRA導入を提案しました。予算教書とは、予算に対する政府の長期的な考えも含めた基本方針であり、議会に提出されるものです。

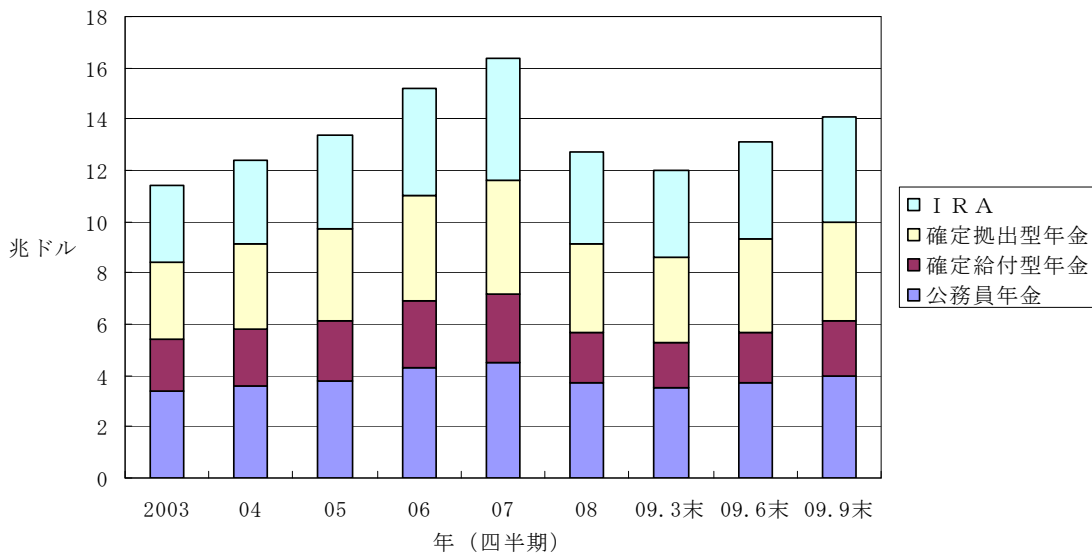
401（k）プランにおいては、約半数に自動加入の仕組みが取り入れられた後、加入率引

き上げが実現し、自動加入の効果が証明されています。IRAにおいても中小企業に導入を義務付けることで、老後資金不足を補うことが期待されています。

2. 米国IRAの現状

IRAは”Individual Retirement Accounts “の略で、個人退職勘定と呼ばれます。1974年の従業員退職所得保障法（エリサ法）により創設された制度です。目的は、企業の退職給付制度へ加入するというメリットを受けられない中小企業の従業員や個人のために老後資金の積み立て手段を提供することです。米国の世帯の約4割が加入し、最も一般的な退職後資金積み立ての制度です。金融機関に口座を持ち、一定額までの掛け金に対し税制優遇を得られる個人年金です。また、DB制度やDC制度からの移行資金の受け皿でもあります。規模も大きく、2008年末の資産額は、3.6兆ドルで、DB制度の2兆ドル、401(k)プランを主体としたDC制度の3.4兆ドルを上回っています（第1図）。

（第1図） 米国の退職年金資産残高



（出所：Investment Company Institute (ICI) , “Research Fundamentals”, February, 2010）

IRAの種類としては、第1表のように、大きく4つに分かれます。通常型は、1974年にスタートした伝統的な制度で、個人が契約し、掛け金や運用益に税制優遇を受けられるタイプです。それに対し、IRAの規制緩和の一環として、法案提出者であるロス上院議員の名前にちなんだ制度がロスIRAと呼ばれる制度です。ロスIRAは掛金は課税されますが、運用益や給付金は原則非課税になります。SEPやSIMPLE IRAは、手続きを簡素化して、設立を容易にしたもので事業主を通じて加入、掛け金の一部も事業主が拠出するタイプです。

ICI (Investment Company Institute) のレポートによると、世帯での件数ベースで、通常型

が31%、SEP・SIMPLEが8%、ロスIRAが15%で、複数の制度を持つことが可能なことから、その他はこれらの組み合わせになっています。また、2008年末のIRAの資産残高に占める割合は、通常型が89%とほとんどを占め、SEP、ロスIRAがそれぞれ5%、SIMPLE IRAは、1%です。

拠出は、70.5歳まで、支給は、59.5歳から70.5歳の間とする必要があります。途中引き出しには、給付額の10%のペナルティがかかります。

(第1表) IRAの種類

通常型 I R A	1974年のERISA法で制定、拠出上限年5000ドル
ロス I R A	1997年の税制改革により制定、拠出金が所得控除にならない代わりに運用収益、給付金が原則非課税になる制度。拠出上限年5000ドル。
S E P	企業が拠出し、人数制限なし (Simplified Employee Pension)
S I M P L E	1997年より導入された企業がマッチング拠出する被用者年金制度。従業員100人未満の中小企業が対象。(Savings Incentive Match Plan for Employees)

通常型IRAの加入要件は、自営業者や70.5歳未満の勤労者であることです。拠出額には、所得控除が受けられ、運用益も非課税です。ただし、給付時に課税されます。他制度から積立金を移行するのも非課税です。非課税限度額は、1人あたり年間5,000ドル（約45万円、1ドル=90円）ないしは報酬の少ない方、50歳以上の場合は、1000ドルをプラスできます。退職給付制度を提供されている場合は、一定所得（単身の場合、55000ドル以下、夫婦の場合、89000ドル）以下の従業員は、限度額を100%使えますが、超えると、限度額が削減され、単身で65000ドル、夫婦で109000ドルを超えると、所得控除が受けられなくなります。

401 (k) 制度との違いは、IRAが従業員拠出主体の個人年金で、規制がゆるく、自由度が高いことが挙げられます。

3. 提案内容

2010年2月2日に、オバマ大統領は総額3.8兆ドルの2011年予算教書の中で、自動加入IRAについて、下記のように提案しています。

- ・ 実施は、2012年1月
- ・ 自動加入で、退職給付制度を提供されていない勤労者が対象で、加入を希望しないものは脱退も可能とする。選択届けを提出しない場合は、加入したものとみなす
- ・ 掛金は、IRAの拠出限度内で任意ですが、選択しない場合は給与の3%が天引きされる
- ・ 設立から2年以上経過している10人以上の従業員を持つ企業に導入が求められる
- ・ 適格な退職給付制度が提供されている場合は、適用除外とすることが可能

- ・ 従業員は、通常型 IRA かロス IRA のいずれかを選択する。選択しない場合はロス IRA となる
- ・ 低コストの運用手段としてデフォルトファンドが法令で定められる
- ・ 運用の自己責任は変わらないので、全国共通のウェブサイトを開設し、制度の情報や基本的な投資教育教材を提供する。
- ・ 事業主向けの2年間の時限措置で税額控除を付与する。従業員1人あたり年25ドル、最大で250ドル

実現のためには、法制が必要で、今後の動きが注目されます。

4. おわりに

海外の動向を見ると、英国では、2012年に職域年金に加入していない中小企業の従業員の老後資金形成のため、個人勘定が導入され、給与天引きと自動加入の仕組みがとられる予定です。ドイツでも、公的年金の水準の縮小に伴い、税制優遇を伴った個人型と企業型の2つのタイプを持つ個人年金を拡充しています。各国とも、高齢化は共通であり、老後資金をいかに積み立てるかが重要課題です。

日本では、高齢化や、適格年金の廃止に伴う年金制度の減少とともに、厚生労働省の就労状況調査に見られるように、86%の普及率をもつ一時金制度も、その割合は低下傾向です。諸外国のように自助努力を含め、公的年金を補完する退職給付の充実が課題であることは、同様でしょう。

今後とも、米国など諸外国の老後資金形成の動向を注視していく必要があるでしょう。

以上

年金コンサルティング部 リサーチグループ 遠藤

<主な参考資料>

Hewitt, "President Obama Releases Fiscal Year 2011 Budget Proposal" (February, 2010.)

Investment Company Institute, "The US Retirement Market, Third Quarter 2009" (Research Fundamentals, February, 2010)



退職給付会計に関する話題

～米国における IFRS 採用に関する検討状況～

《要約》

2008年11月14日に米国証券取引委員会（SEC）は米国企業に対する国際会計基準（IFRS）の適用に関する工程表（ロードマップ）案を公表し、各方面からの意見を聴取していました。そのロードマップによれば、2011年にIFRSの採用の可否を判断し、2014年12月期～2016年12月期にかけて順次IFRSを適用することとなっていました。

しかし、2010年2月24日にSECは声明を発表し、2011年にIFRSの採用の可否を判断することには変わりはないものの、ワーキング・グループによるIFRSの改定状況や米国内の受け入れ態勢の検証を行なうこと、IFRSの導入時期を当初の計画よりも遅らせて2015年以降とすること、を明らかにしました。

退職給付に関しては、公表された我が国の基準も合わせて、別途その内容をお伝えしたいと思いますが、今月は米国におけるIFRS導入の検討状況に関してお伝えします。

1. 2008年ロードマップ案の内容

2008年11月14日にSECは、米国企業に対するIFRS適用のロードマップ案を公表し、意見募集を行いました。ロードマップ案のポイントは以下の三点です。

- ① 2011年にIFRSを米国企業に適用するか否かを判断する
- ② 2011年にIFRSを適用すると判断した場合は2014年12月15日以降に終了する会計年度から企業の規模に応じて順次適用する
- ③ 一定の基準を満たす企業（国際的に活動する企業を想定）はIFRSの早期適用（2009年12月15日以降に終了する会計年度から）を認める

IFRSの導入の判断に際しては、ア）IFRSの不備の改善状況、イ）国際会計基準財団（the International Accounting Standards Committee Foundation：IASCF）の体制・財務基盤の状況、ウ）IFRSでの報告に必要となる情報の入手体制の整備、エ）米国内におけるIFRSに関する教育等の環境整備の状況、の四つを勘案して決定するとしていました。

実際の導入にあたっては、I）一定の基準を満たした企業（上位20社のうちの過半数がIFRSを採用している業界に属している上位20社に入る米国企業）を対象に2009年12月15日以降に終了する会計年度から先行してIFRSを導入、II）上記ア）～エ）の状況および先行導入した米国企業の対応を勘案して2011年にIFRSの導入を決断、III）企業規模に応じて2014年12月期（大企業）から2016年12月期（中小企業）にかけて順次IFRSを適用する、という手順が示されていました。



ロードマップ案ではこのような SEC の方針を示した上で、(1)IFRS を米国企業が適用することの可否、(2)SEC の本件処理に関するアプローチの妥当性・考慮すべき点、(3)IFRS 導入後の SEC の規則・規制のありかた、(4)IFRS 導入後の会計基準の設定について、(5)その他関連する事項、に関して意見を求めました。

2. IFRS 移行に関する米国内の反応

SEC に寄せられたコメントは「高品質な世界共通の会計基準の設定と適用」という方針に異論はないものの、IFRS の米国企業への適用に関しては懐疑的な意見が多数あった模様です。

まず、IFRS そのものの内容に関して、「高品質な世界共通の会計基準とは言いがたい」という意見が多く寄せられたようです。具体的には「詳細なガイダンスが無い、あるいは、企業の選択肢が多く認められているため比較可能性が損なわれる虞がある」、「各地域によって IFRS の適用・解釈が異なっている状況が見受けられ、真に国際的に統一された会計基準とは認められない」、「世界共通の会計基準のあるべき姿は、適用・解釈の統一性、共通の監査基準、全ての国・地域に対する強制力の存在である（現在の IFRS にはそのような性質を備えていない）」というような点です。さらに、「米国における取引慣行・企業実務からは米国基準から IFRS に移行すべきであるという積極的な理由を見出せない」という点からの反対も多い様子です。

こうした意見の背景には、米国の資本市場が世界で最も活発で発展したマーケットであり、米国基準はその基盤として十分な役割を果たしている点に自信を持っていることがあると思います。また、米国市場には世界的な企業が多く上場しているため、米国基準が（IFRS に先立って）高品質で世界的に普及している会計基準であるという認識もあるようです。

3. 今回発表された SEC の声明の内容

SEC は「高品質で単一の会計基準を作成する」というスタンスは変えていませんが、コメントとして寄せられた IFRS 採用に対する懸念に配慮し「IFRS を米国内において採用するか否かの決定は 2011 年に行なう（ロードマップ案と同一）」としながら、「2010 年 10 月を目途として IFRS 適用の可否を判断するための調査を行なうこと」、さらに、「IFRS を採用すると判断した場合はその適用時期を 2015 年または 2016 年からとする」との声明を 2010 年 2 月 24 日に公表しました。

調査は特に懸念のコメントが多かった以下の側面から行なわれる予定です。

- ✓ IFRS のより一層の改善ならびに米国の財務報告システムへの IFRS の導入
- ✓ 投資家の利益のための独立した会計基準
- ✓ IFRS に対する（米国内の）投資家の理解と教育
- ✓ IFRS を採用することによる米国内の規制への影響
- ✓ IFRS 導入が会計システム・事業遂行上の契約関係・企業ガバナンスに及ぼす影響（大

企業・中小企業を問わず)

✓ IFRS に対応できる人的基盤の整備

これらの点に関する調査報告は遅くとも2010年10月までに報告書として取りまとめられ、SECはこの報告書に基づいてIFRSの採用の可否を判断する予定です。

適用時期についてはロードマップ案に寄せられた大手企業（ボーイング、ノースロップ・グラマン、ペプシコなど）からのコメントを踏まえ、「十分な移行準備を行なうためには、IFRSの採用決定から導入までには4年～5年の期間が必要である」と判断し、2011年にSECがIFRS導入を決定した場合には2015年または2016年からの適用を想定しています（実際にどの程度の期間が必要かはさらに調査が行なわれる）。

なお、ロードマップ案によれば「(一定の基準を満たす国際的な大企業に対して) 2009年12月15日以降に終了する会計年度からIFRSの先行適用を推奨」としていました。しかし、「IFRSと米国基準が混在することによる混乱」、「IFRS採用企業と米国基準採用企業との比較可能性の欠如」および「IFRSと米国基準のいずれか企業にとって都合の良い方法を選択する懸念」などに対する懸念から反対が強く、現段階での米国企業へのIFRSの早期適用は推奨しないとしています（将来における早期適用・米国基準とIFRSの選択についてはその可能性を排除しない）。

IFRSは世界100カ国以上で採用されている会計基準ですが、(世界各国での採用を前提とするため、形式的には異なるが実態は同一の取引を統一的に取り扱うために)「原則主義(Principle Base)」の考え方に基いて作成されています。一方、米国基準は(米国の慣行に基いて詳細に規則を定める)「規則主義(Rule Base)」の考え方に基いているため、IFRSとは基本的な考え方の相違があります(IFRSに詳細な適用のための指針が存在しないという米国内の批判もこの考え方の相違によるものでしょう)。

現在、米国会計基準委員会(FASB)と国際会計基準委員会(IASB)は高品質な単一の会計基準を策定する作業をコンバージェンスの一環として共同で行っています。コンバージェンス作業が進展した段階(2011年が一つの目安)では、IFRSと米国基準の差はあまり大きくないものとなると考えることもできますが、基本的な考え方の相違がある以上、実際の導入に際しては混乱が生ずることも考えられます。

わが国でもIFRSを(連結決算で)導入する方向で議論が進んでいますが、わが国の会計処理は、どちらかといえば米国同様、予め定められた詳細な基準・指針に基づく「Rule Base」の傾向が強いと思われます。従って、現段階では「事業主が自社のビジネスモデルに基いて自主的に会計処理を決定する(その処理が合理的である根拠を説明できることが当然に必要な)「Principle Base」の考え方には習熟していないため、この面での関係者の教育に十分な時間をかけることが必要でしょう。

年金コンサルティング部 佐野邦明



やさしい年金数理 第8回

～計算基礎率 その4
(予定昇給指数、予定新規加入者、予定選択一時金割合)～

《要約》

「予定昇給指数」は加入者の給与が年齢によってどのように推移していくかを見込む指数です。「予定新規加入者」は将来制度に加入する者の加入時の年齢・人数・給与等を見込んだものです。「予定選択一時金割合」は年金受給権者のうち何%が一時金を選択するかを見込んだものです。

1. 予定昇給指数

年金額や掛金が給与やポイントに比例して定められる年金制度（給与比例制およびポイント制）においては、給与やポイントが将来どのように上昇するかを見込むことが必要となります。予定昇給指数とは、このような年金制度において、加入者の給与が年齢別どのように推移していくかを指数化したものです。

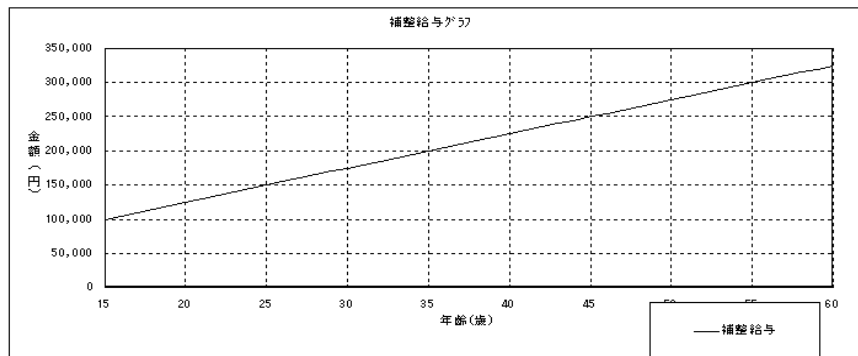
予定昇給指数は、予定死亡率、予定脱退率と同様に合理的に計算されていることが要件とされています。従って、通常は、計算基準日時点における加入者の年齢毎の平均給与や、ポイント制においてはポイントの昇給モデルに基づいて算出します。

予定昇給指数の算出にあたっては、年齢毎の平均給与を基に補正された直線および曲線を用います。その際注意することは、補正結果が標準的な加入者の昇給の正しい予測となるようにすることです。そのため、場合によっては短期勤続者のデータを除外したり、ポイント制の場合には昇給モデルを加味した上で補正を行います。また、年齢による給与の上昇に加えて、必要に応じベース・アップによる上昇も昇給指数に見込む方式も認められています。

<予定昇給指数および補正給与（イメージ）>

予定昇給指数表(イメージ)

年齢(歳)	補正給与(円)	決定昇給指数
15	100,000	1.0000
16	105,000	1.0500
17	110,000	1.1000
18	115,000	1.1500
19	120,000	1.2000
20	125,000	1.2500
21	130,000	1.3000
22	135,000	1.3500
23	140,000	1.4000
24	145,000	1.4500
25	150,000	1.5000
26	155,000	1.5500
27	160,000	1.6000
28	165,000	1.6500
29	170,000	1.7000
30	175,000	1.7500
31	180,000	1.8000
32	185,000	1.8500
33	190,000	1.9000
34	195,000	1.9500
35	200,000	2.0000
36	205,000	2.0500
37	210,000	2.1000
38	215,000	2.1500



前ページの表では、15歳の加入者の給与が100,000円の場合、その加入者の20歳時点の給与は125,000円と見込んでいます。もし15歳で給与が110,000円の加入者がいた場合は、その加入者の20歳時点の給与は、 $110,000 \times 1.25 = 137,500$ 円と見込みます。

2. 予定新規加入者（開放基金方式の場合）

厚生年金基金制度の基本部分は財政方式として開放基金方式を使います。開放基金方式の場合、将来制度に加入する新規加入者についても収支を見込まなければなりません。したがって、将来の新規加入者の年齢、人数、新規加入時の給与等の見込みが必要になります。

（1）新規加入年齢

新規加入年齢とは、将来の新規加入者が何歳で制度に加入するかの見込み年齢であり、過去3年間以上の実績に基づいて算定されます。実際の新規加入者は、さまざまな年齢で加入しますが、年金数理の計算上は、新規加入者は一律にある特定の年齢で加入してくるものという見込み方をしています。そこで、新規加入年齢を定める際は、実際の新規加入者の分布を合理的に反映する必要があります。

具体的な新規加入年齢の計算方法は、過去の実績を基に各年齢別に算出した掛金率による加重平均として計算される年齢を使用します。このため、新規加入年齢と新規加入者を単純に平均した年齢とは、必ずしも一致しないこととなります。

（2）新規加入者数、新規加入者の給与

新規加入者数・新規加入者の給与は予定脱退率・予定昇給率に基づいて集団の人数・給与が推移した場合に、その集団の人数・給与が一定の規模を維持するように計算されています。例えば、新規加入者の見込み人数は総脱退者と等しくなるように見込むので、単純化して言えば（数理的には厳密さを欠く表現ですが）総人員に脱退率を乗じたものになります。

3. 特定年齢（加入年齢方式の場合）

標準的な特定年齢で加入する者について将来の給付と掛金収入が均衡するように掛金を定める財政方式を加入年齢方式といいます。財政方式がこの加入年齢方式である場合には、予想される標準的な新規加入者の年齢、すなわち特定年齢（新規加入年齢）を定めます。この特定年齢で加入した者が基礎率どおりに昇給・脱退をしたときに掛金と給付の収支がバランスするように掛金が設定されます。

一般的には次に示すいずれかの方法により決定します。

<特定年齢の定め方>

イ) 平均加入年齢

過去 3 年間の新規加入者の実績から求めた平均年齢を、特定年齢として使用する方法です。

ロ) モード (最頻値)

過去 3 年間の新規加入者数の実績が最も多い年齢を、特定年齢として使用する方法です。たとえば大卒で入社して新規加入者となる人数が最も多い制度においては、22 歳がモードになります。

ハ) 最低加入年齢

加入条件に年齢による制限が設けられている制度などで、最低加入年齢を特定年齢として使用する方法です。

ニ) 掛金率が最小となる年齢

加入年齢方式による掛金率は特定年齢により決まるので、掛金率が最も小さくなる年齢を特定年齢として使用する方法です。

ホ) その他合理的であると認められる年齢

4. 予定選択一時金割合

年金の受給資格を得た者が、年金ではなく一時金を選択する割合を見込むものが予定選択一時金割合です。この算出方法は、掛金計算と退職給付債務 (PBO) 計算で異なります。

掛金計算においては掛金を保守的に見積もる必要があるため、より債務が大きくなるように予定選択一時金割合を見込みます。すなわち、年金を選択した方が債務が大きくなる場合には 0%に、逆に一時金を選択した方が債務が大きくなる場合には 100%として見込みます。

一方、退職給付債務の計算においては、より実態に近い債務を計算するために、実績値等から合理的に算定される数値を予定選択一時金割合とし、計算を行います。

年金信託部



年金運用の現場から ファンドマネージャーの四方山話

～プライベート・エクイティ運用の新たな流れ～

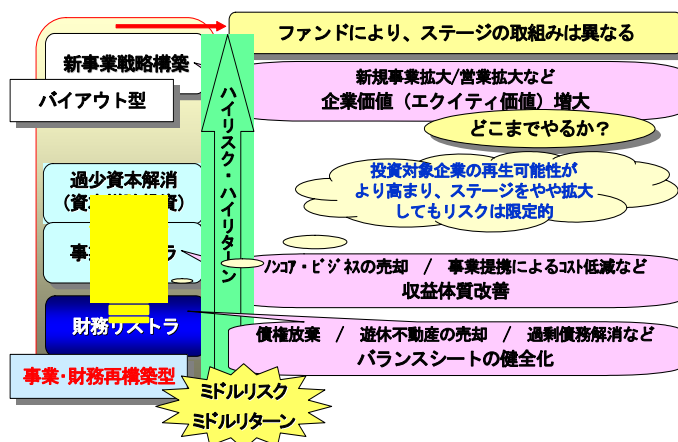
《要約》

プライベート・エクイティ運用のうち、バイアウトと呼ばれるファンドは金融危機で大きな打撃を受けました。一方、企業再生ファンドは足元の経済環境下でも安定的な収益を実現する可能性が高いと考えられます。

2008年のリーマン・ブラザーズ証券破綻という金融史に残るイベントは、国内外のプライベート・エクイティ（以下、PEとする）ファンドにも大きな影響を与えました。特に借入（レバレッジ）を前提としてパフォーマンスを上げていたバイアウトファンドでは、金融機関からの借入が難しくなり、そのビジネスモデルが機能しない状況となりました。バイアウトファンドは、通常、新規事業の立ち上げなど成長戦略による企業価値向上を目指し、その後のIPO（株の新規公開・新規上場）やM&Aで投資資金を回収します。しかし、経済環境の悪化でそうした出口戦略が機能しなくなり資金回収が進まないうえ、既存投資案件の業績が悪化したため投資当事者がそれらの案件に注力せざるを得なくなり、新規投資が事実上ストップするファンドも散見されるのが現状です。

パフォーマンスのぶれを抑えるために、PEの導入を行っても、バイアウトファンドのような事態に陥ってしまえば、その目的は達成されません。PEを採用するのであれば足元の経済環境下でも、安定的な収益の実現が達成可能なファンドを選択する必要があります。

具体的には、バイアウトファンドとは異なり、中堅・中小企業の再生案件や事業承継案件を取り扱い、レバレッジは活用せず、主として財務・事業の再構築に注力する企業再生ファンド（以下、「企業再生ファンド（事業・財務再構築型）」とする）が考えられます。



左図は、バイアウトと企業再生ファンド（事業・財務再構築型）の戦略の違いを示したものです。バイアウトでは、運用者が新規事業拡大や営業拡大まで行うため、ともすれば、運用者の人的能力など不確定要素が多くなる特徴を有します。これに対し、事業・財務再構築型では、コアビジネスに特化するための事業リ

ストラやそれに伴う財務リストラなどオペレーションが限定的で、結果的にリスクも限定的

	主な投資対象	主な出口戦略	リスク要因	想定出口期間
伝統的株式投資	普通株	市場での売却	相場変動の影響を受ける	短期も可(1日~)
プライベートエクイティ	バイアウト Equity 普通株など (事業戦略拡大)	IPO(新規上場) M&A(買い手の発掘)	相場変動 買い手の購入余力 =景気の変動 を受ける	5~7年
	事業財務再構築型 Equity 優先株 劣後ローン 普通株	キャッシュ・フロー 及び、リファイナンスによる 買入消却、自社株買戻し、 償還などが中心 ただし、 IPOやM&Aも、UPサイドのある 出口候補として、オプション保持	IPOや、M&Aを 主な出口戦略としておらず 相場変動の影響を 受け難い	3~5年
	債権=Debt	過剰債務解消=正常先への転換 による銀行貸出=リファイナンス 再生失敗の場合の 担保不動産処分 による回収 など		2~3年

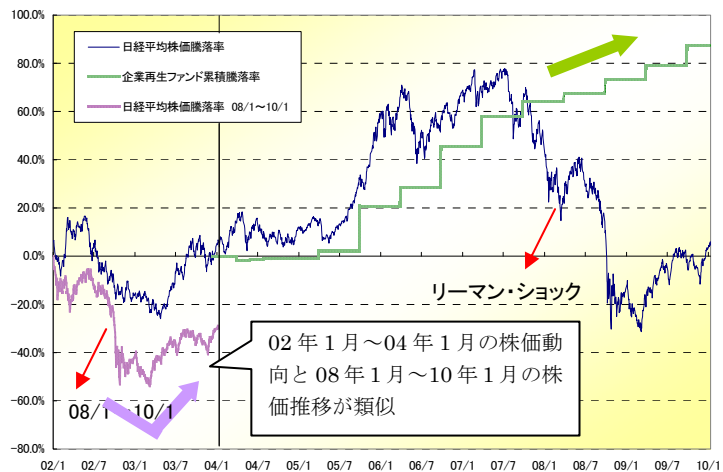
的です。このため、アップサイドが少ない分、ダウンサイドが抑えられ、バイアウトに比べてミドルリスク・ミドルリターンになります。

戦略だけでなく、重要な点として資金回収方法（出口戦略）が挙げられます。左の表は、それぞれの出口戦略を比較したのですが、事業財務再構築型は、バイアウトと違

いIPOやM&Aのような市場環境の影響を受けるような出口はメインとして想定せず、もっぱら企業のキャッシュフローや金融機関のリファイナンスによる資金を活用した弁済を出口戦略としています。こうした戦略では、回収期間が比較的短いことに加えて、再生失敗時のバックストップ（失敗時代替回収手段）として担保不動産処分での回収も想定されるため、投資家から見た場合に安心感が得られるものとなっています。

また、ディール環境（案件数）も重要な点ですが、企業再生ファンド（事業・財務再構築型）の主な対象となる不良債権、特に銀行区分での「要注意先」は、地域金融機関だけでも2009年3月末断面で26兆円（金融庁データ）を超え、引き続き高水準で推移しています。経済環境の悪化がディール環境という点ではプラスに働いているわけです。

右図は足元の株価動向が類似する時期（04年1月）に当社が年金向けに提供を始めた企業再生ファンド（事業・財務再構築型）の収益動向を比較したものです。市場に左右されない出口戦略を有すること等から「株価の非相関性」を実現したことに加えて、リーマンショック時にも、当戦略の有用性が見られます。



PE投資といってもバイアウト的なファンドからこのような事業・財務再構築型ファンドなど様々なものがあります。多くのPEファンドが昨年の金融危機に巻き込まれている中、逆に実績を上げているファンドもあり、専門チームを持った運用機関と相談することが肝要と考えます。

以上

新連載：数字クイズ その1

～世界の人口～

数字というものは、記憶するのは難しいが、並べようによっては文章よりも説得力がある。このことを、数字クイズという形で表して連載してみたい。

- 問題1 現在（2008年集計）世界の人口は何億人か？
- 問題2 60年前（1950年）は何億人だったか？
- 問題3 2050年には何億人になると（国連は）予想しているか？
- 問題4 ここ2000年の推移をグラフにするとどのような形になるか？
- 問題5 人口の多い国、現在のベスト20はどこ？各々何億人？

今回は、環境問題や資源問題など、現在の大きな問題の根源にあると思われる人口問題を考えてみよう。

（1）近年の人口推移

問題1 世界人口は小学校高学年あたりで出てくる数字であり、回答者の年代によって答えが変わってこよう。筆者は30数億人と習った。2008年の国連統計では、約**68億人**となっている。

問題2 60年前の1950年が25億人であるから、ここ100年で3倍近くにもなったことになる。1990年からでも15億人増加している。人口減に悩まされる日本に住んでいると実感はないが、紛争国で10万人単位の難民が出ると大騒ぎになることを考えると、ものすごいことといわなければならない。

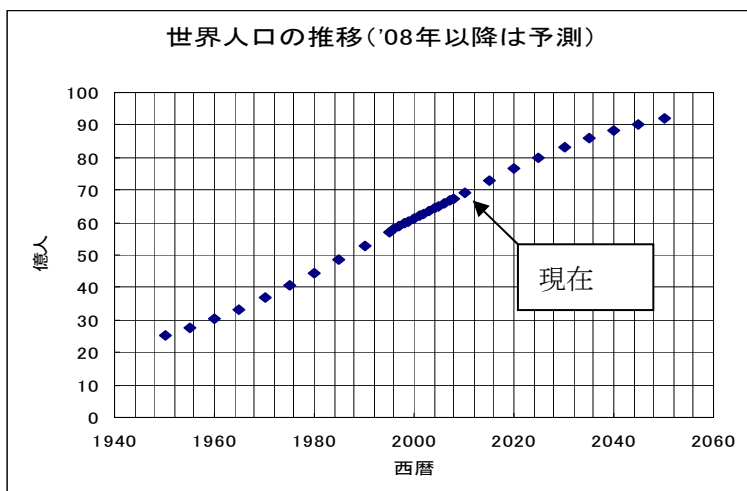


表1 世界人口の推移

西暦(年)	人口 (億人)
0	2
1000	3
1650	5
1800	10
1950	25
1955	28
1960	30
1965	33
1970	37
1975	41
1980	45
1985	49
1990	53
1995	57
1996	58
1997	59
1998	60
1999	60
2000	61
2001	62
2002	63
2003	64
2004	64
2005	65
2006	66
2007	67
2008	68
2010	69
2015	73
2020	77
2025	80
2030	83
2035	86
2040	88
2045	90
2050	92

国連調査資料他



問題3 国連は、世界の人口は2050年には92億人まで増加すると予想する。人口の予測は、少なくとも過去よく当たっている。西暦0年の2億人が3億人になるのに1,000年かかり、それがさらに10億人になるのに800年かかったのと比べれば、そのスピードに驚く。まさに人口爆発である。

(2) 長期的推移

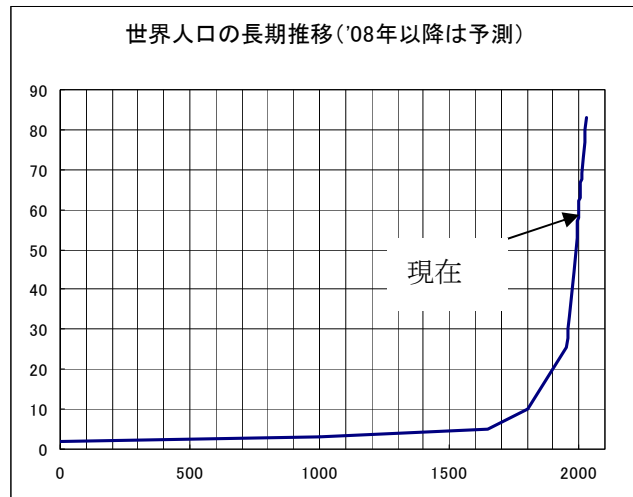
以上のことは、次のグラフを見ればさらによくわかる（筆者も初めてこのグラフを見たとき、実はしばらく信じられなかった）。

この形が**問題4**の答えである。

生物は子供を産み、増えた子供もまた増やす側に回るから、どこかでこのような形になってくる。ネズミ算ほどのスピードはないにしても、原理は同様である。このことを200年前に経済学者マルサスが「人口は幾何級数的に増加する」と言った。

運が悪いことに、我々は今、図の矢印のポイントで生存している。

温暖化ガスが問題となっているが、南極や北極の氷が溶け、世界の森林が急速に消えていき、約2000万種の生物のうち毎年5万～15万種（毎日100～300種）の生物が絶滅し続けている根源には、この、人間の増加ということがある。



(3) エコロジカル・フットプリント

実は、こうした「地球の問題」は40年ほども前、1972年に出版された『成長の限界』という1冊の本で、警鐘が鳴らされた。この本はローマクラブが、マサチューセッツ工科大学(MIT)のデニス・メドウズを主査とする国際チームに委託してとりまとめた研究であり、人口の幾何級数的増加ということと、資源と地球の有限性に着目している。

MITプロジェクトチームが行ったことは「人口」「農業」「工業」「汚染」「天然資源」の5要素を状態変数とする世界モデル「ワールド3」を構築して、人類の未来をコンピュータシミュレーションすることであった。人口増加や環境汚染などの現在の傾向が続けば100年以内に地球上の成長は限界に達して、人口が急減するような事態に見舞われると警告した。しかし40年近く、進展はないに等しい。

その後、「エコロジカル・フットプリント」といって、地球上の人間活動を支えるためには地球がいくつ必要かという土地資源に着目した単位が考案されているのだが、「成長の限界」が出された1972年には、0.85個であったものが、現在では1.35、つまり、35%も限界

を超えてしまっている。ちなみに今でも、10億人が飢えの状態にある。

地球全体が対象であるから小さな間違いはあるだろうし、現在、世界で話し合いが行われている IPCC (=Intergovernmental Panel on Climate Change、気候変動に関する政府間パネル) などでも、スキヤンダルなどが報じられることもある。

しかし、40年前と今が決定的に違うのは、我々素人にでも「迫りくる地球の危機」は気候の変調や南極・北極の氷が溶けるという不気味な兆候によって、実感として感じ取られるようになってきているということである。

(4) 今後の希望

大きな希望は、国連の人口予想が 2050 年の 90 億人をピークとしていて、それからは減少するとしていることである。現在、また唯一、人口爆発の状態にあるアフリカも、教育の普及などで人口の増加は止まるらしい。ただし、時間のかかることであるから、あと 40 年ほど、20 億人は増加するという間でこの間、人類がどこまで耐えられるか、工夫できるかという試練が残っている。

(5) 問題 5 に関連する表を挙げる。

人口上位20か国の推移 (1950, 2008, 2050年)

(単位 100万人)

1950年			2008年			2050年(予測)		
順位	国(地域)	総数	順位	国(地域)	総数	順位	国(地域)	総数
	世界	2,535		世界	6,750		世界	9,191
	20位までの合計 (74.7%)			20位までの合計 (71.4%)			20位までの合計 (68.8%)	
1	中国	555	1	中国	1,336	1	インド	1,658
2	インド	372	2	インド	1,186	2	中国	1,409
3	アメリカ合衆国	158	3	アメリカ合衆国	309	3	アメリカ合衆国	402
4	ロシア	103	4	インドネシア	234	4	インドネシア	297
5	日本	84	5	ブラジル	194	5	パキスタン	292
6	インドネシア	80	6	パキスタン	167	6	ナイジェリア	289
7	ドイツ	68	7	バングラデシュ	161	7	ブラジル	254
8	ブラジル	54	8	ナイジェリア	151	8	バングラデシュ	254
9	イギリス	51	9	ロシア	142	9	コンゴ民主共和国	187
10	イタリア	47	10	日本	128	10	エチオピア	183
11	バングラデシュ	44	11	メキシコ	108	11	フィリピン	140
12	フランス	42	12	フィリピン	90	12	メキシコ	132
13	ウクライナ	37	13	ベトナム	89	13	エジプト	121
14	パキスタン	37	14	エチオピア	85	14	ベトナム	120
15	ナイジェリア	34	15	ドイツ	83	15	ロシア	108
16	スペイン	28	16	エジプト	77	16	日本	103
17	メキシコ	28	17	トルコ	76	17	イラン	100
18	ベトナム	27	18	イラン	72	18	トルコ	99
19	ポーランド	25	19	コンゴ民主共和国	65	19	ウガンダ	93
20	エジプト	22	20	タイ	64	20	タンザニア	85

<参考>

<http://www.unfpa.or.jp/publications/swop/swop2009/swop09.html> 国連人口基金東京事務所

『世界人口白書 2009 ー気候変動と女性』 J N F P A

青山学院大学社会情報学部教授 岩井千尋



<コラム> アドリブ経済時評

エコな幸せ追求も！

暖かくなると、自転車で走るのが嬉しい。

幸い、近所の公園には1週2kmの専用レーンがあり、朝でも夜でもママチャリ（ママさんごめんなさい！）で快適に走ることができて運動不足解消になる。

さて、3月31日号の日本のニューズウィーク誌に「『経済成長なき幸福』という幻想」という記事があった。

イギリスでは経済成長を前提としない「定常型経済」を目指す計画をまとめたとのことである。持続可能な社会のために今後の経済成長は諦め、労働時間を減らして、大量消費を抑えるためにテレビ広告を禁じるという。

ドイツでは、『出ロー成長なき繁栄』という本がベストセラーになって、国民に儉約を勧めるこの手の本が花盛りだそうだ。

フランスでは、「もっと働いてもっと稼げ」と国民にハッパを掛けていたサルコジ大統領が「GDP（国内総生産）成長率を追い求めるのは『フェティシズム（物神崇拜）』であり、国民の幸福度を測る新たな基準が必要だ」という専門家の主張を支持している。

ニューズウィーク誌の記事はこうした傾向を、「環境規制」や「効率性の向上」、「行動の変化」を忘れており、1日2ドル未満で暮らす26億人を忘れるなど批判しているのである。

たしかに、GDPで測る経済は成長していないと、所得が増えず失業が増え、国民も政府もストレスが溜まる。特に、裕福でない層の不満が非常に大きくなる。

もちろん、経済的に苦しい人々は先に救わなければならないのだが、先進国において、これはむしろ分配の問題であり、経済成長で救おうともはや考えるべきではない。

本誌のp.18のグラフ（著者の新連載）を参照いただきたい。既に68億人にまでなって、さらにこれから20億人ほども増えなければならない地球人口だけを考えても、この先「技術」だけで環境問題が解決するのか、経済成長自体していいのか、ということまで我々は考えなければならないところまで来ているのだ。

日本の民主党も最近「国民の幸福度を調査する」と言い出した。ただしこれは今のところ大ブーイングが起こっている。「温暖化や環境破壊につながらない幸福を捜そう」と素直に言えばいいのと思う。春、自転車で乗っていると本当にそう思う。

【2010/3/28】

青山学院大学社会情報学部教授 岩井千尋



TOPICS1

～業務経理への繰入れ特例等の通知改正（厚生年金基金）～

ポイント

年金経理から業務経理への繰入れ特例等について通知^{※1}が改正されましたのでご案内致します。

⇒過日意見募集が行われていたものであり、改正の内容過去ご案内の通りです。

なお、繰入れ特例の適用期限は省令改正により平成24年3月末まで延長済です。

※1 「厚生年金基金の財政運営について」平成8年6月27日年発第3321号、「厚生年金基金の解散等及び清算について」昭和50年2月19日年発第236号

⇒繰入れ特例等の内容については次頁ご参照

年金経理から業務経理への繰入れ（変更後）

変更なし

① 財政が健全である基金（I型・II型とも）

（則第44条の2、財政運営基準第9）

繰入れ要件	繰入れ可能額	繰入れの用途
<ul style="list-style-type: none"> 必要な掛金引上げを実施済 継続基準に抵触していないこと 非継続基準に抵触した場合、掛金手当て済または掛金手当ての規約変更申請済みであること 財政計算を財政運営基準に基づいて実施していること 	純資産額 -（責任準備金+ア+イ+ウ） ア：次回再計算時死差損見込額 イ：給付改善準備金 ウ：その他ベースアップに備える額等数理人が留保すべきと認められた額	<ul style="list-style-type: none"> 機械化・合理化経費 給付改善経費 啓発経費 臨時的経費 福祉施設の実施に必要な経費

変更なし

② IA型、IB型の場合

（則第44条の2、財政運営基準第9）

繰入れ要件	繰入れ可能額	繰入れの用途
IA型・IB型であること	①と②のいずれか小さい額 ①：業務委託費用のII型との差額 × 0.9 ②：純資産額 -（責任準備金 + 給付改善準備金）	<ul style="list-style-type: none"> 年金数理に関する事務等を基金自ら行うことに起因して新たに必要となる経費

⇒①、②、③の繰入れとは別に、I型基金の場合は「機械処理経費等」の勘定科目を設け委託可能業務のうち自ら行う業務に係る費用を年金経理から直接支出することが可能とされた。

今回変更

今回変更

③ 繰入れ特例の適用（I型、II型とも）

（今回通知改正）

繰入れ要件	繰入れ可能額	繰入れの用途
平成23年度決算において掛金引上げが必要となった場合には適正な掛金の引上げを行う旨を、予め代議員会議決する ⇒申請時の積立状況不問	限度額は設けない	平成22年度・23年度に支出する経費のうち以下に掲げる用途 ①国の厚生年金保険被保険者原簿と基金の加入員原簿との突き合せ ②加入員等に対する記録等の提供 ③裁定請求の勧奨及び住所管理

掛金引上げ議決に緩和

限度額なしに緩和

平成24年3月末まで適用延長



TOPICS2

～確定拠出年金のデフォルトファンド設定・自動移換等に関する通知改正～

ポイント

標記につきましては、過日意見募集が行われました^{※1}が、今般通知が改正^{※2}されたので、ご案内いたします。通知の概要は過去ご案内の内容^{※1}と同じです。

1. デフォルトファンド^{※3}の設定に関する取扱いの明確化
2. 事業主の資格喪失者に対する資産の移換に関する説明義務の明確化
3. 個人情報の取扱いの明確化

※1 三菱UFJ年金情報2010年1月号TOPICS1ご参照

※2 「確定拠出年金制度について」平成13年8月21日年発第213号

※3 加入者等から運用の指図が行われるまでの間において運用を行うために、あらかじめ定められた運用方法

概要

<改正の趣旨>

事業主、確定拠出年金運営管理機関等からの制度改善要望を踏まえたもの。

<改正内容>

1. デフォルトファンドの設定に関する取扱いの明確化
 - ・運用指図のない状態を回避する方法として、デフォルトファンドを設定する場合の規約記載事項を明確化するもの。
2. 事業主の資格喪失者に対する資産の移換に関する説明義務の明確化
 - ・事業主が資格喪失者に対して説明すべき内容及び方法を具体的に示し明確化することで、自動移換となってしまうケースを少なくするもの。
3. 個人情報の取扱いの明確化
 - ・事業主および運営管理機関が加入者等の個人情報を使用する場合として認められる「業務の遂行に必要な範囲内」、「その他正当な理由がある場合」の事例を具体的に示し、明確化するもの。

TOPICS3

～基本プラスアルファ部分の移換現価率変更について（厚生年金基金）～

ポイント

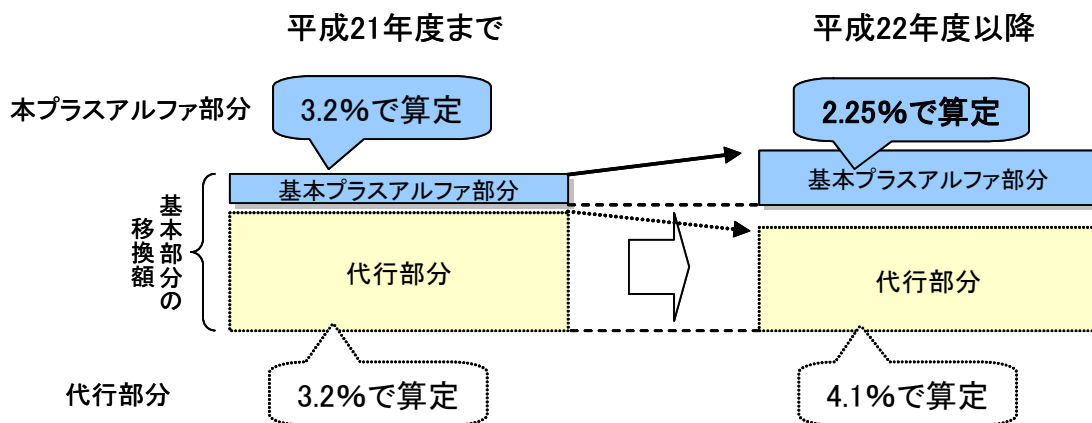
標記の予定利率について平成22年度以降2.25%（現在3.2%）が適用されることが確認できましたのでご案内致します。

当該率は連合会規約に定められており平成21年度までは経過措置として予定利率3.2%が用いられておりましたが、経過措置が延長されず本則が適用されることによるものです。

なお、代行部分については告示により平成22年度以降予定利率4.1%（現在3.2%）が適用されます。（☞三菱UFJ年金情報2010年2月号TOPICS3ご参照）

移換現価率変更の影響

- ✓ 基本部分の連合会への資産移換額は、「代行部分の年金額×移換現価率①+基本プラスアルファ部分の年金額×移換現価率②」で求められる。
- ✓ 移換現価率①は既に告示で4.1%（現在は3.2%）と示されており、予定利率・死亡率の見直しにより代行部分の移換額は減少する。
- ✓ 移換現価率②は連合会が規約に定める（現在は3.2%）が、予定利率の見直しにより基本プラスアルファ部分の移換額は増加する。



TOPICS4

～年金確保支援法案の国会提出 (厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金)～

ポイント

今般、以下を主な内容とする企業年金関連法案（「年金確保支援法案^{※1}」）が国会に提出されましたので企業年金に関する部分についての概要をご案内します。法案の公布時期や関連省令通知の発出時期等は未定です。

- 一括拠出対象の拡大 （厚生年金基金・確定給付企業年金）
- 厚年基金の特例解散 （厚生年金基金）
- 確定拠出年金のマッチング拠出等 （確定拠出年金）

なお、当法案は過去国会に提出され廃案となった被用者年金一元化法案等を基に再作成されたものです。

※1 国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案

☞ <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/174.html>

⇒法案の概要は次頁以降をご参照



1. 厚生年金基金関連

1. 一括拠出対象（事業所脱退に係る掛金の一括拠出要件）の拡大 [H23.4.1 施行予定]

一括拠出が必要な「設立事業所が減少する場合」には以下の場合（いわゆる「ズル抜け」）も含むことが明示された。

- ・「分割又は事業の譲渡により他の設立事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部または一部を承継させる場合」
- ・「その他設立事業所の減少に相当するものとして厚生労働省令で定める事由が生じた場合」

2. 厚年基金の解散に関する特例措置 [H23.4.1 施行予定]

「最低責任準備金の分割納付」・「減額最低責任準備金の納付」が認められる。*

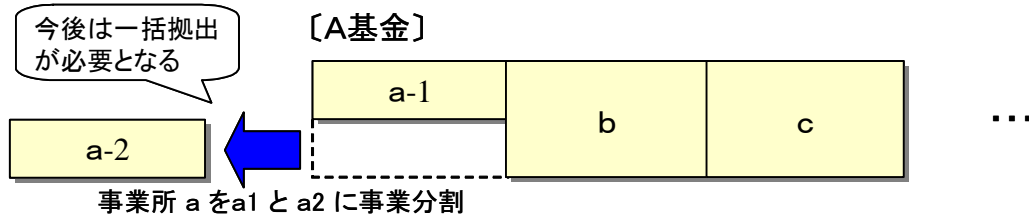
3. 住基ネットからの住所情報等の取得 [H23.4.1 施行予定]

連合会経由で加入員または加入員であった者に係る給付のための情報収集等が可能となる。

※特例対象期間が平成23年4月から5年間とされ、分割納付期間も最大15年とされた。

ズル抜け（事業所の一部承継）のイメージ

（a、b、cは基金の設立事業所）



厚生年金基金の解散に関する特例措置（平成23年4月～平成28年3月まで）

一定要件のもと以下の対応を認める。

- ✓ 解散時に最低責任準備金を確保していなくとも解散を認め、不足分については納付計画の承認を受けた上で、分割納付（納付の猶予）が可能。〔原則5年以内。やむを得ない理由があるときは15年以内。〕
- ✓ 解散時に最低責任準備金を確保していないと見込まれる基金は、厚生労働大臣に対して最低責任準備金の減額を申し出ることが可能。（⇒詳細は今後政省令等で明らかになると思われる）

【ご参考】 以下は前回の特例措置の内容

- ✓ 解散時に最低責任準備金を確保していなくとも解散を認め、不足分については納付計画の承認を受けた上で、分割納付（納付の猶予）が可能。〔原則5年以内。やむを得ない理由があるときは10年以内。〕
- ✓ 解散時に最低責任準備金を確保していないと見込まれる基金は、仮に当該基金の加入員が当初から厚生年金本体のみに加入していれば厚生年金本体において形成されていたであろう積立金（「減額最低責任準備金」）を解散時の納付額とすることが可能。（なお、現有資産額が減額最低責任準備金を上回る場合には現有資産額が納付額となる）

2. 確定給付企業年金関連

1. 一括拠出対象（事業所脱退に係る掛金の一括拠出要件）の拡大 [H23.4.1 施行予定]
厚年基金と同様。
2. 老齢給付金の退職即時支給年齢の拡大（65歳まで） [H23.4.1 施行予定]
これまでは、退職時に年金支給開始が可能な年齢は「50歳以上、60歳未満の規約で定める年齢」となっていたが、この範囲が拡大され「50歳以上、65歳未満の規約で定める年齢（支給開始年齢未満の年齢）」とされる。
3. 住基ネットからの住所情報等の取得 [H23.4.1 施行予定]

3. 確定拠出年金関連

1. 投資教育の充実 [H23.4.1 施行予定]
事業主は継続的に投資教育に配慮するよう義務化される。
2. 住基ネットからの住所情報等の取得 [H23.4.1 施行予定]
厚年基金と同様。
3. マッチング拠出 [H24.1.1 施行予定]
企業型確定拠出年金掛金について拠出限度額の範囲内かつ事業主掛金を上回らない範囲で加入者拠出が可能となる。
4. 拠出限度額決定の考え方の明示 [H24.1.1 施行予定]
拠出限度額について、「厚生年金基金の非課税限度となる給付水準（代行部分の3.23倍）等を勘案して政令で定める額」とする考え方が明示された。
5. 資格喪失年齢の引上げ [公布日から2年6ヶ月以内で政令で定める日]
資格喪失年齢を現行の「60歳」から「65歳」へ上げることが可能となる。但し60歳以上65歳未満の期間は掛金拠出できない（運用のみ）。
6. 中途引出要件の緩和 [公布日から2年6ヶ月以内で政令で定める日]
2年以上継続して個人型年金運用指図者である者（継続個人型年金運用指図者）も、一定条件※のもと中途引き出しが可能となる。
※一定条件（以下の全て等をクリアした場合）
 - ・障害給付金の受給権者ではない
 - ・拠出期間3年以下または個人別管理資産額50万円以下（金額は現行DC令の規定）
 - ・継続個人型年金運用指図者となった日から2年未満
7. 自動移換者に係る強制裁定の実施 [公布日から2年6ヶ月以内で政令で定める日]
企業型の資格喪失後、申出をせずに自動移換された者についても給付に係る部分に限り個人型年金加入者とみなすことが明示された。（請求することなく70歳到達時の支給が可能。）

TOPICS5

～退職給付に関する会計基準・適用指針の公開草案について～

ポイント

- 平成 22 年 3 月 18 日付で、企業会計基準委員会より「退職給付に関する会計基準」「適用指針」の公開草案が公表されましたので、概要をご案内します。
- 公開草案に示された主な改正点
 - ・未認識項目の貸借対照表での即時認識
 - ・退職給付債務及び勤務費用の計算方法の見直し
 - ・開示項目の拡充
 - ・複数事業主制度の取扱いの見直し
 - ・長期期待運用収益率の考え方の明確化
 - ・名称等の変更
- 適用時期：平成 24 年 3 月期末・早期適用可（退職給付債務計算に関する項目は、その翌期首から）
- コメント提出期限：平成 22 年 5 月 31 日

※ 費用の処理方法は今回の改正では見直されず、国際会計基準の動向を踏まえ、今後検討される予定。

公開草案の本文は（財）財務会計基準機構の HP に掲載されています。

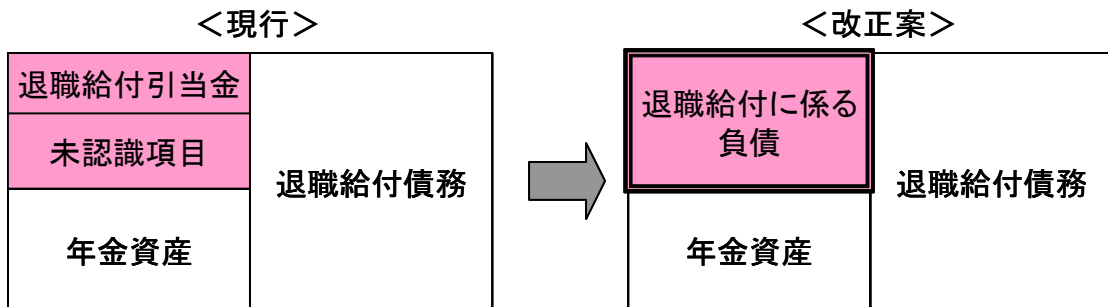
⇒<http://www.asb.or.jp/>

公開草案で示された主な改正点

公開草案は、国際会計基準で検討されている項目（未認識項目の即時認識）と、現行の国際会計基準との相違点（債務計算、開示等）を改正するもの。

1. 未認識項目の貸借対照表での即時認識

- ✓ 退職給付債務と年金資産の差額を負債（積立超過の場合は資産）に計上

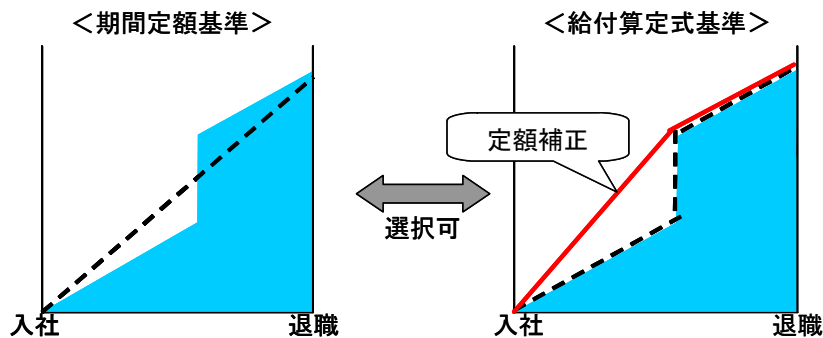


2. 退職給付債務及び勤務費用の計算方法の見直し

- ✓ 退職給付見込額の期間帰属方法の見直し

現行：期間定額基準が原則

改正案：期間定額基準と、国際会計基準の方法である給付算定式基準(*)の選択制(*) 著しい後加重の場合は定額法で補正



- ✓ 割引率の見直し

現行：従業員平均残存勤務期間等に基づく単一の割引率も可能

改正案：見込支払日までの期間ごとに複数の割引率を設定（単一の加重平均割引率も可）

- ✓ 予想昇給率の見直し

現行：確実に見込まれる昇給のみ

改正案：予想される昇給（=ベ・ア等）も見込む

3. 開示項目の拡充

- ✓ 現在の国際会計基準で採用されている項目を中心に追加

<注記に追加される項目（主なもの）>

- ・退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
- ・年金資産の期首残高と期末残高の調整表
- ・退職給付債務及び年金資産と貸借対照表で計上された退職給付に係る資産及び負債調整額
- ・その他の包括利益で計上された数理計算上の差異及び過去勤務費用の内訳
- ・年金資産に関する事項（年金資産の内訳、長期期待運用収益率の設定方法）
- ・その他の事項（翌期に支払うと予想される年金掛金の拠出額・退職一時金の支給額の概算）

4. 複数事業主制度の取扱いの見直し

「自社の拠出に対応する年金資産を合理的に計算できないときは、当該年金制度への要拠出額を退職給付費用として処理する。」との定めについて

- ✓ 複数事業主間で類似した制度を有する場合に関する記述を削除
 ⇒現行では複数事業主間で類似した年金制度を有する場合は、年金資産を合理的に計算
 (※) 判断要件の一部が修正されたものであり、会計処理の変更はありません。

5. 長期期待運用収益率の考え方の明確化

- ✓ 年金資産が退職給付の支払に充てられるまでの時期を考慮することを明確化
- ✓ 従来の考え方を改めるものではないため、会計方針の変更には該当しない

6. 名称等の変更

現行	改正案
退職給付引当金	退職給付に係る負債
前払年金費用	退職給付に係る資産
過去勤務債務	過去勤務費用
期待運用収益率	長期期待運用収益率

その他の取扱い

※ 費用の処理方法

- ✓ 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法は変更せず、一定年数で費用処理（遅延認識）
- ✓ 未認識項目はその他の包括利益に含めて計上
- ✓ その後の期間に費用処理する際に、同額のその他の包括利益を減額（いわゆるリサイクル＝組替調整）

※ 当公開草案は、「包括利益の表示に関する会計基準（案）」の取扱いを前提としています。

※ 適用時の会計処理

- (1) 退職給付債務・勤務費用の計算方法、複数事業主制度の取扱い
適用に伴って生じる会計方針の変更の影響額は、期首の利益剰余金に加減する。
過去の期間の財務諸表については遡及処理しない。
- (2) (1)を除く全ての改正点
適用に伴って生じる会計方針の変更の影響額は、その他の包括利益累計額に加減する。
過去の期間の財務諸表については遡及処理しない。

<お知らせ>

国際会計基準の退職給付会計の見直しに関する公開草案が公表され次第、会計基準に関する臨時増刊号を発行する予定です。国内基準、国際会計基準について、より詳細な解説を掲載しますので、ご期待下さい。



- 本資料は、お客様に対する情報提供のみを目的としたものであり、弊社が特定の有価証券・取引や運用商品を推奨するものではありません。
- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化や相場変動、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご注意ください。
- 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性の保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。
- 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
- 当レポートの著作権は三菱 UFJ 信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。
- 本資料で紹介・引用している金融商品等につき弊社にてご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料や諸経費等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には相場変動等による損失を生じる恐れや解約に制限がある場合があります。なお、商品毎に手数料及びリスクは異なりますので、当該商品の契約締結前交付書面や目論見書またはお客様向け資料をよくお読み下さい。